

下関市上下水道局請負工事検査要綱

(趣旨)

第1条 下関市上下水道局会計規程（平成26年上下水道局規程第3号。以下「会計規程」という。）第212条の規定に基づき、請負工事（以下「工事」という。）の検査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 工事担当課所 契約の履行を主管する課及び事務所
- (2) 工事担当課所長 契約の履行を主管する課及び事務所の長
- (3) 監督職員 契約の履行を監理するため、工事担当課所長が選任した者
- (4) 契約図書 契約書及び設計図書
- (5) 設計図書 別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書
- (6) 成績評定管理システム 建設工事及び建設工事に係る委託業務に関する情報を一元管理するシステム

(検査の種類等)

第3条 検査の種類は、完成検査、出来形検査、中間検査及び中間技術検査とする。

2 完成検査は、工事の全部が完成し、受注者から下関市上下水道局工事執行規程（平成24年上下水道局規程第4号。以下「工事執行規程」という。）第11条に規定する工事完成届（以下「完成届」という。）が提出された場合に実施する。

3 出来形検査は、次に掲げる場合に実施する。

- (1) 工事が所定の出来高に達し、受注者から工事執行規程第17条に規定する出来形部分等検査請求書（以下「検査請求書」という。）が提出された場合
- (2) 契約の解除等のため既済部分の出来高の確認が必要な場合

4 中間検査は工事の施工過程において、完成した一部分を使用する必要がある場合又は工事の完成後では不可視、手直しが困難であるもの等で工事担

当課所長が出来形部分の検査が必要と認めた場合に実施する。

5 中間技術検査の実施に必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事検査員及び工事検査職員の職務)

第4条 工事検査員及び工事検査職員（以下「工事検査員等」という。）は、契約図書その他関係書類に基づき、厳正かつ公正に検査するものとする。

(工事検査員による工事の検査)

第5条 次に掲げる工事（以下「検査員工事」という。）の検査は、工事検査員が行う。

(1) 請負代金額1,000万円以上の工事

(2) 請負代金額1,000万円未満の工事で、別に工事担当課所長が依頼するもの

(監督職員及び工事検査員の通知)

第6条 工事担当課所長は、工事の監督職員を選任したときは、総務課長にその氏名を通知しなければならない。

2 総務課長は、工事検査員を選任したときは、工事担当課所長にその氏名を通知しなければならない。

3 前2項の通知は、成績評定管理システムへの選任職員の登録により行うものとする。

(工事検査職員による工事の検査)

第7条 検査員工事以外の工事（以下「検査職員工事」という。）の検査は、工事検査職員のうちから、工事担当課所長が選任した者が行う。

(検査の手続き)

第8条 工事担当課所長は、受注者から検査員工事の完成届又は検査請求書を受理したときは、事実確認を行い、総務課長にこれを報告しなければならない。

2 総務課長は、前項の規定による報告を受けたとき又は工事担当課所長より検査員工事の中間検査の依頼を受けたときは、工事検査員に当該工事の検査を実施するよう指示するものとする。

3 工事担当課所長は、受注者から検査職員工事の完成届又は検査請求書を受理したときは、事実確認を行い、工事検査職員に当該工事の検査を実施する

よう指示するものとする。

(各検査の時期等)

第9条 検査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 完成検査 受注者からの完成届を受理した日から起算して14日

(2) 出来形検査 受注者からの検査請求書を受理した日から起算して14日

(3) 中間検査 工事担当課所長の指定した日

(検査の方法)

第10条 工事検査員等は、契約図書及びその他関係書類に基づき、観察、計測、試験等の方法で、施工状況、出来形、品質及び出来ばえについて検査するものとする。

2 検査の目的物（以下「工事目的物」という。）の一部又は全部が地中、水中等にあり、その数量、形状、寸法、品質等を確認することが困難な工事でその合否を判定しがたいものは、監督職員からの工事施行状況の聴取、記録写真その他必要な方法により検査することができる。

(検査の中止)

第11条 会計規程第207条第1号に規定する検査ができないときとは、次に掲げるときとする。

(1) 受注者又はその関係者が検査の執行を妨げるとき。

(2) 工事が完成していないことが判明したとき。

(3) 検査中に重大な欠陥が認められたとき。

(4) 気象条件の悪化等で検査環境が著しく悪いとき。

(5) その他検査することが著しく困難なとき。

(検査報告等)

第12条 会計規程第208条の検査調書は、次の各号に掲げる工事（区分）に応じ、当該各号に定める様式とする。

(1) 検査員工事 工事検査調書（工事検査員）（様式第1号）

(2) 検査職員工事 工事検査調書（工事検査職員）（様式第2号）

2 検査員工事の完成検査又は出来形検査に係る工事検査調書は、会計規程第

208条の管理者の承認後、工事担当課所長に回付しなければならない。

(不合格となった場合の事務処理)

第13条 工事検査員は、検査（中間検査を除く。）を実施した結果、その工事に手直し又は補強等（以下「手直し等」という。）を行う必要があると認めたときは、速やかに総務課長に報告しなければならない。

2 総務課長は、前項の報告を受けたときは、手直し通知書（様式第3号）により工事担当課所長に通知しなければならない。ただし、構造及び機能に関して支障とならない軽微な手直し等についてはこの限りではない。

3 前項ただし書の軽微な手直し等において、工事検査員は、その旨を当該工事の監督職員へ通知しなければならない。

4 工事検査職員は、検査（中間検査を除く。）を実施した結果、その工事に手直し等を行う必要があると認めたときは、その旨を工事担当課所長に報告しなければならない。ただし、構造及び機能に関して支障とならない軽微な手直し等についてはこの限りではない。

5 前項ただし書の軽微な手直し等において、工事検査職員は、その旨を当該工事の監督職員へ通知しなければならない。

(手直し等の措置)

第14条 工事担当課所長は、前条第2項の規定による通知及び第4項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく受注者に対して期限を指定して手直し等をさせなければならない。

2 工事担当課所長は、当該工事の受注者から工事執行規程第12条の工事手直完了届（以下「手直完了届」という。）を受理したときは、直ちに次に定める措置をとらなければならない。

(1) 検査員工事については、手直完了通知書（様式第4号）により総務課長に通知すること。

(2) 検査職員工事については、手直完了届を受理した日から起算して14日以内に再検査を実施するよう工事検査職員に指示すること。

3 総務課長は、前項第1号の通知を受けたときは、受注者からの手直完了届を受理した日から起算して14日以内に再検査を実施するよう工事検査員に指示しなければならない。

- 4 再検査の実施については、第9条から前項までの規定を準用する。
- 5 監督職員は、受注者から軽微な手直し等を完了した旨の報告を受けたときは、直ちに事実確認を行い、当該工事の工事検査員又は工事検査職員に報告しなければならない。

(検査の結果通知)

第15条 検査（中間検査を除く。）が合格した場合の受注者への通知は、工事検査の実施結果について（通知）（様式第5号）により行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。